

用語集

	用 語	解 説
ア行	I C T p. 51	Information and Communication Technology の略で、コンピュータやインターネット等の情報通信技術のことをさす。
	アイデンティティ (Identity) p. 13	エリクソン*が提唱した概念であり、自我同一性のことで、自分という存在が独自で一貫しており、しかも他者や社会に認められていることで生じる「自分らしさ」の感覚をさす。 ※1902～1994年 発達心理学者で精神分析者
	生きる力 p. 24	学校教育で子どもたちに身に付けさせたい力の総称のことで、文部科学省が提唱しているもの。知識や技能に加え、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決するなどの「確かな学力」、他人を思いやり、感動したりするなどの「豊かな心」、及びたくましく生きるための「健やかな体」などから構成されている。
	いのちの授業 p. 48	本県では、子どもたちの社会性や規範意識の低下、不登校やいじめ・暴力行為などの教育課題、自殺や若者の自立をめぐる問題が生じている中、他者への思いやりや自分を大切にすることを育み、かながわを担う人づくりを進めるため、学校の授業や行事、地域での活動など、様々な場面で「いのちの大切さ」や「他人へのおもいやり」などを伝え、共に学びあう取組みのことをいう。
	医療的ケア p. 48	県立特別支援学校での教育活動において、在宅で安定して行われている特定行為及び特定行為以外の医行為、また、その連携行為をいう。なお、医師免許や看護師等の免許を持たない者は、医行為を反復継続する意思をもって行うことはできないが、平成24年度の制度改正により、看護師等の免許を有しない者も、医行為のうち、たんの吸引等の5つの特定行為に限り、研修を修了し、都道府県知事に認定された場合には、「認定特定行為業務従事者」として、一定の条件の下で制度上実施できることとなった。
	インクルーシブ教育の推進 p. 45	インクルーシブ教育のシステムとは、障害者権利条約によれば、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な機能等を最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みとされている。 本県では、「共に学び共に育つ教育」を基本とし、すべての子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに、適切に対応していくことを根幹にすえた教育を支援教育として取り組んでいる。今後、障害のあるなしにかかわらず、小・中学校から高校段階まで連続した多様な学びの場で、できるだけすべての子どもが同じ場で共に学び共に育つインクルーシブ教育のしくみづくりを進めていくこととしている。
	インターンシップ (Internship) p. 29	生徒などが在学中に、産業の現場などにおいて、自らの学習内容や将来の進路などに関連した就業体験を行うこととされている。高校においては、各学校の判断で科目の履修とみなして単位認定が可能。キャリア教育の一環として、小学校や中学校においても、職場体験や見学が盛んに行われるようになっている。
	A I p. 51	Artificial Intelligence の略で、いわゆる人工知能。具体的には、人間の脳が行っている記憶・推論・判断・学習などの知的機能をコンピューターで代行できるようにモデル化されたソフトウェアやシステムをいう。

	用語	解説
	N P O (Non Profit Organization) 法人 p. 33	特定非営利活動促進法に基づく法人資格を取得した特定非営利活動法人のことをさす。政府・自治体や私企業とは独立した存在として市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行っている。
力行	外国につながるのある児童・生徒 p. 48	「日本国籍であっても母語が日本語でない児童・生徒」や「家族が外国にルーツをもつ児童・生徒」など、外国籍をもつ児童・生徒だけでなく、民族、文化など様々な背景をもった児童・生徒のことをいう。
	科学の知 p. 13	「ふれあい教育」の実践の際に、背景となった「臨床の知」に相対する「知」のことをさす。「知」は一般に、人間が物事の本質を理解するための知識や能力の総体（全体像）をさすが、「科学の知」は、客観的・分析的で、原理や法則といった一般化された自然観に基づき、これをもってすれば、やがてはどんな課題でも解決されるという考え方に立つものとされている。
	学校間・校種間の連携 p. 24	学校間の連携とは、同じ学校種間でとる連携のことで、小学校間、中学校間、高校間、特別支援学校間などの連携をさす。 校種間の連携とは、異なる学校種間でとる連携のことで、幼稚園と小学校、小学校と中学校、小学校と特別支援学校、中学校と高校の連携などをさす。
	学校緊急支援チーム p. 48	本県において、学校におけるいじめなどの重大な事案が発生した場合に、学校への指導・助言や、児童・生徒・保護者などに対する心のケアなどの支援を行うチームのことをいう（平成 19 年 7 月に県教育委員会に設置）。
	学校評価 p. 44	子どもたちがよりよい教育を享受できるよう、その教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善と発展をめざすための取組みのことをさす。具体的には各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、めざすべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組みの適切さ等について評価することで、学校として組織的・継続的な改善を図る。また、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携・協力による学校づくりを進める。さらに、各学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることで、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図る。
	神奈川県いじめ防止基本方針 p. 48	いじめ対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、いじめ防止対策推進法に基づき策定した、本県の基本方針のことをいう（平成 26 年 4 月 1 日施行）。
	かながわパラスポーツ p. 42	本県では、すべての人が自分の運動機能を生かして同じように楽しみながらスポーツをする、観る、支えることとしている。
	かながわ人づくり推進ネットワーク p. 47	本県において、学校や家庭、地域などで、「かながわ教育ビジョン」を様々な主体と共有し、実効性のある人づくりを県民総ぐるみで進めていくために、学校、家庭、企業等の主体により平成 20 年に結成されたネットワーク。

	用 語	解 説
力行	カリキュラム・マネジメント p. 51	「子供たちにどのような力を身に付けていくか」という新しい学習指導要領等の理念を踏まえ、カリキュラム・マネジメントは次の3つの側面としてとらえられるとされている。1つめは、教科横断的な視点で、教育の内容を組織的に配列していくという側面。2つめは、教育課程のPDCAサイクルを確立するという側面。3つめは、教育内容と教育活動に必要な人的・物的資源等を、効果的に組み合わせるといった側面。
	がん教育 p. 55	本県では、子どもの頃から、がんに関する正しい知識を学び、がんそのものやがん患者に対する理解を深める学習のこととしている。
	基本的な生活習慣 p. 5	人としてのあらゆる態度や行動の基礎となるもので、個々の生き方についての自覚を深めるような習慣や態度などの行動様式のことをさす。一般に、その基礎は乳・幼児期からのしつけにあると考えられている。具体的には、挨拶をすること、時間を守ること、朝一人で起きること、顔を洗うこと、約束を守ることなど、食事・睡眠・着替え・排泄・清潔維持などで生活全般を支えるものである。
	義務教育学校 p. 52	「学校教育法等の一部を改正する法律」が平成27年6月24日に公布され（平成28年4月1日施行）、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う学校として創設された新たな学校の種類。
	キャリア教育 p. 24	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達（社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程）を促す教育をさす。
	教育委員会の施策・事業に対する点検・評価 p. 45	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条第1項で、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない、とされている。
	教育コミュニティ p. 33	教育・学習を縁として、人と人とのつながりを形成しようとする地域づくりの考え方。幼稚園・保育所をはじめ、小学校・中学校・高等学校など学校や公民館等が拠点としてより重要な役割を果たし、教育の営み自体が地域コミュニティを形成・活性化し、各地域の抱える課題を適切な形で解決する基盤となることが重視されてきている。
	教育相談コーディネーター p. 48	本県では、支援を必要とするすべての児童・生徒に対し、学校の教育相談体制の中心的な役割を果たす教員のことをさす。学校（高校は課程）ごとに、校長が所属する教員の中から各校の実態に応じて1名以上を指名している。国では「特別支援教育コーディネーター」という。
	教職員の人材確保・育成のための計画 p. 52	「かながわ教育ビジョン」（平成19年8月策定）の重点的な取組みである「意欲と指導力のある教職員の確保・育成」を推進するために、本県で定めた「教職員人材確保・育成基本計画」（平成19年10月策定）のことをいう。現在、この基本計画で明らかにした、かながわにおける「めざすべき教職員像」の実現に向け、教職員の採用や研修について総合的な対応を進めている。なお、平成27年度に「教職員人材確保・育成計画」として改定。
	共生社会 p. 45	中央教育審議会（特別支援教育の在り方に関する特別委員会）報告（平成24年）によれば、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会のことで、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会のこととされている。

	用語	解説
力行	クリエイティブスクール p. 52	本県では、中学校段階でもっている力を必ずしも十分に発揮できなかった生徒に対して、これまで以上に学習意欲を高め、基礎学力や社会性を身に付けることができるよう、学び直しを必要とする生徒を支援する学校のことをいう。学年制による普通科の県立高校。
	言語活動の充実 p. 51	各教科等において記録、要約、説明、論述、討論などの活動を発達の段階に応じて行い「思考力、判断力、表現力等」の育成を効果的に図ることをさす。
	教員の働き方改革 p. 54	学校現場では、社会状況の変化に伴い、学校における課題が複雑化、困難化しており、教員の精神的・身体的負担も大きくなっている。そうした中で、教員の長時間労働を是正し、教員のワーク・ライフ・バランスを実現することは、教員の精神的余裕を創出し、ひいては、教員と子どもたちが向き合う時間を確保し、教育活動を充実させることが求められている。
	国際バカロレア p. 51	インターナショナルスクールや各国の現地校の卒業生に、国際的に認められる大学入学資格を付与するしくみのことをさす。国際バカロレアには、3歳から19歳の子どもの年齢に応じた3つのプログラムがあり、そのうちのディプロマ資格プログラムを修了し、ディプロマ資格取得のための統一試験に合格することで、国際的に認められている大学入学資格の1つである、国際バカロレア資格を取得することができる。
	コミュニティ・スクール p. 42	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、平成16年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により導入されたもので、学校の設置者である教育委員会の判断により学校運営協議会を設置することを通じて、保護者や地域住民等が一定の権限と責任をもって公立学校の運営に参画することを可能とするしくみのこと。
	コンソーシアム p. 51	本県では、生徒の学習意欲や興味・関心、さらには進路目標の実現に向けた学習ニーズに対応するため、大学、職業技術校等の教育機関や企業などと連携して学びの機会を広げるしくみのこととしている。 県立高校の生徒は、連携協定に基づき提供される学びの機会を活用し、講義や実習、体験的な学習活動を通じて、豊かな教養と専門的な知識や技能・技術を身に付け、その学習内容に応じて連携協定先で認められた成果を、在籍する高校の認定により、単位として修得することができる。
サ行	支援教育 p. 24	「共に学び共に育つ教育」を基本とし、すべての子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに、適切に対応していくことを根幹にすえた教育のことをさす。
	自己肯定感 p. 5	自己自身の存在に対する認識として、自らの身体的な特徴や能力、性格などについて肯定的に考えたり、感じたりする感情のことをさす。具体的には、他者とのかわりにおいて他者と異なる自己を意識し、自らの存在が受容されているのを感じることで、自己肯定感を育むには重要になると考えられている。
	シチズンシップ教育 p. 41	積極的に社会参加するための能力と態度を育成する実践的な教育として、本県では、キャリア教育の一環として平成23年度から「政治参加教育」「司法参加教育」「消費者教育」「道徳教育」を4本柱としてすべての県立高校で実施している。
	授業研究 p. 25	よりよい授業のあり方について、研究した成果を実際の授業を通して検証するわが国独自の研究方法のことをさす。一人の教師が授業を行い、その授業を同じ学校の教師や他校の教師が参観して、授業後に全員で検討することで研究を進める。教師の力量を高める効果が高いことから、アメリカをはじめ、多くの国で教職員研修の方法として取り入れられつつある。

	用 語	解 説
サ行	生涯学習社会 p. 3	教育基本法では、国民一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会のこととされている。
	小中一貫教育 p. 44	本県では、小・中学校が、同じ教育目標のもと、めざす子ども像を共有し、義務教育9年間を一貫した系統的な教育課程を編成し、それに基づき行う教育のこととしている。
	食育 p. 21	様々な経験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるために行われるものとされている。食育基本法によれば、健全な食生活の実践としての食生活の改善にとどまらず、食に関する感謝の念と理解を深めることや、伝統のある優れた食文化の継承、地域の特性を生かした食生活に配慮すること等が求められている。
	人生100歳時代 p. 47	いわゆる超長寿社会のこと。こうした状況においては、県民一人ひとりが柔軟な働き方や学び直しなどの多様な人生を送ることができるような社会づくりを進めていく必要があり、本人が希望する生き方を実現できるよう教育支援の充実を図るとともに、県民一人ひとりの学びの意欲に応え、生涯にわたって能動的に学び続けることや、いくつになっても学び直すことができるよう、生涯学習などの環境整備を行うことが求められている。
	SDG s（持続可能な開発目標） p. 46	平成27年（2015）年9月に国連で採択された持続可能な開発のための2030アジェンダは、開発途上国の開発に関する課題にとどまらず、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を不可分のものとして調和させる統合的取組みとして作成された。そして2030アジェンダは、先進国と開発途上国がともに取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として採択され、その中にSDG s（持続可能な開発目標【Sustainable Development Goals】）として17のゴール（目標）と169のターゲットが掲げられている。
	【関連用語】 ESD（持続可能な開発のための教育）	Education for Sustainable Development の頭文字をとったもので、日本語では「持続可能な開発のための教育」と訳される。ユネスコスクールにおいて、「私たちとその子孫たちが、この地球で生きていくことを困難にするような問題について考え、立ち向かい、解決するための学び」であり、「持続可能な社会の担い手を育てる教育」である。また、ESDの実践には、特に「人格の発達や、自律心、判断力、責任感などの人間性を育てること」、「他人との関係性、社会との関係性、自然環境との関係性を認識し、『関わり』『つながり』を尊重できる個人を育てること」の2つの観点が必要とされている。そのため、「環境、経済、社会の各側面から学際的かつ総合的に取り込むことが重要」とされている。
	スクールカウンセラー p. 48	児童・生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、児童・生徒や保護者、教職員に対して、いじめや不登校、暴力行為などの課題解決を図るため、専門的な知識・経験に基づいて適切に相談に応じる役割を担う職をいう。
	スクールソーシャルワーカー p. 48	教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有し、問題を抱えた児童・生徒に対して、当該児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく役割を担う職をいう。
総合型地域スポーツクラブ p. 55	人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、①子どもから高齢者まで（多世代）、②様々なスポーツを愛好する人々が（多目的）、③初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴をもち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブをさす。	

	用 語	解 説
夕行	第三者評価 p. 45	学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について、専門的視点から評価を行うものとされている。本県では、平成 23 年度から県立学校を対象に実施している。
	団塊の世代 p. 7	昭和 22 年 (1947) から同 24 年 (1949) のベビー・ブーム時代に誕生した世代のことをさす。
夕行	地域学校協働活動 p. 49	地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、地域の主導による「学校を核とした地域づくり」をめざして、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う地域主体の様々な活動のこと。子どもの成長を軸として、地域と学校がパートナーとして連携・協働し、意見を出し合い学び合う中で、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域住民のつながりを深め、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図る「学校を核とした地域づくり」を推進し、地域の創生につながっていくことが期待されている。
	知識基盤社会 p. 47	中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像 (答申)」(平成 17 年 1 月 28 日)において、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ、社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会のこととして定義されている。
	中学校夜間学級 p. 52	義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方、外国籍の方などの義務教育を受ける機会を実質的に保障するための様々な役割を果たすもの。夜間中学ともいう。なお、令和元年 7 月現在、9 都府県に 33 校が設置されており、文部科学省では、中学校夜間学級が少なくとも各都道府県に 1 校は設置されるよう、その設置を促進している。
	中一ギャップ p. 52	小学校から中学校に進学し、新しい環境での学習や生活へ移行する段階で、不登校等の生徒指導上の諸問題につながっていく事態等の状況とされている。
	土曜日の教育活動 p. 50	子どもたちの健やかな成長のため、土曜日の教育環境を豊かなものにするために行われる活動のことをさす。実施主体や扱う内容等により、「土曜授業」「土曜の課外授業」「土曜学習」の形態に分けられている。文部科学省では、地域や企業の協力を得て、「地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等の構築事業」を進めている。
	ナ行	ニート (NEET) (Not in Education, Employment or Training.) 資料 1 - 3
人間力 p. 10		平成 15 年 4 月の内閣府の人間力戦略研究会の報告書で「社会を構成し運営するとともに、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力」と定義されており、平成 18 年 2 月 13 日の中教審初等中等教育分科会教育課程部会審議経過報告では、この報告をひきながら、知的能力的要素、社会・対人的要素、自己制御的要素などで構成される、「自立した人間として生きていくための総合的な力」とされている。

	用語	解説
	認定こども園制度 p. 20	親の就労の有無や形態にかかわらず、就学前の子どもに教育及び保育を一体的に提供し、地域における子育て支援を実施する機能を備える幼稚園、保育所などが、都道府県知事から「認定こども園」としての認定を受ける制度。
ハ行	発達障害 p. 6	発達障害者支援法に「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。早い段階で障害を認識し、発達支援を行うことが求められている。
ハ行	不登校 p. 1	平成4年3月の文部省（当時）の学校不適応対策調査研究協力者会議報告では、「一般に何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的な要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいは登校したくてもできない状態（病気や経済的な理由などを除く）のこと」とされている。
	フリースクール p. 48	一般に、不登校児童・生徒等に対し、教育相談、体験活動、学習指導等の活動を行っている民間の施設とされている。民間施設は、設置や運営の形態、指導方針・内容等が多種多様である。
	フリーター 資料1-3	一般に定職に就かず、アルバイトなどで生計を立てる人のこと。厚生労働省では、「15～34歳の男性又は未婚の女性（学生を除く）で、パート・アルバイトとして働く者又はこれを希望する者」と定義して、集計している。
	放課後子ども教室 p. 50	放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する取組みのことをさす。
	ボーダレス化 資料1-2	境界がない、または境界があいまいな状態のこと。国際化の進展に伴って生まれた言葉であり、国境を越えてヒトやモノが動く様をさす。
マ行	未病 p. 42	健康と病気を2つの明確に分けられる概念としてとらえるのではなく、心身の状態は健康と病気の間を連続的に変化するものとしてとらえ、このすべての変化の過程をあらゆる概念のこととしている。
	みんなの教室 p. 48	すべての子どもができるだけ通常の学級で共に学びながら、一人ひとりのニーズに応じた指導・支援を受けることができるしくみのこと。
ラ行	リカレント教育 p. 30	学校教育を修了し、いったん社会に出た後で、必要に応じて再び行われる高等教育機関を活用する高度で専門的・体系的な教育のことをさす。OECD（経済開発協力機構）が1970年代に提唱した。具体的には、大学の社会人入試制度や夜間の大学院の開設などで、高度な職業人の再教育をめざしている。
	臨床の知 p. 13	「ふれあい教育」が展開されていく過程において、その実践の背景となった考え方で、哲学者の中村雄二郎氏によって提唱された。人が生活するすべての場で、自然や人とかかわる直接的な体験を通して獲得される共存・共生の原理に裏打ちされた「知」のことをさす。